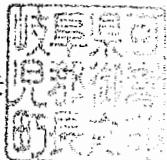


写

御ま工第100号
平成22年11月29日

御嵩町環境審議会
会長 岡本秀範 様

御嵩町長 渡辺公夫



前沢地内で計画された産業廃棄物処理施設（感染性産業廃棄物）について（諮問）

このことについて、御嵩町環境基本条例第21条の規定により、環境審議会の意見を求めるます。

〔諮問内容〕

1. 前沢地内に計画されている産業廃棄物処理施設（感染性産業廃棄物）が、御嵩町環境基本条例第21条第1項第1号の環境の保全と創造に関する重要事項に該当すると判断しましたので、環境基本条例及び関係法令を踏まえ、近隣住民の生活環境への影響や周辺地域に生息する希少生物保護など多角的な側面から意見を求めるます。

〔諮問理由〕

株式会社マルエス産業（岐阜県土岐市）が、前沢地内の旧中部プラント施設内において感染性産業廃棄物を処理する施設を計画しており、この事業許可手続きを進めるにあたり岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例に従い事業計画書を提出されました。

これにより平成22年11月2日付で岐阜県より御嵩町に対して、この施設の設置等に係る関係法令の規制内容及び周辺環境の保全に関する意見の照会があり、11月15日付で岐阜県に回答いたしましたが、環境審議会の意見を踏まえる必要があると判断し回答を一部留保しております。最終的には、環境審議会の意見を付して回答いたします。